

# 市民有償ボランティア 高齢者等地域ささえ愛ネットワーク事業 (愛称：絆)スタートから1年 ～あなたの力を地域の力につなげよう～

●申し込み・問い合わせ先  
事務局：市総合福祉センター内 社会福祉法人白石市社会福祉協議会 ☎22-5210、FAX22-1571  
※この事業は市の委託事業で、白石市社会福祉協議会が運営しています。

平成24年7月に、協力会員と利用会員からなる会員登録制の有償ボランティア制度「高齢者等地域ささえ愛ネットワーク事業」(愛称：絆)がスタートして1年が経過しました。

利用会員からは、「高齢2人世帯で体調を崩し、週2回、掃除をお願いしていますが、とてもありがたい。料金も1時間500円なので助かります」という声や、「高齢で身体に痛みなどがあり、週1回、部屋や風呂場、トイレの掃除、料理をお願いしています。いつも一生懸命にやっていたいただき感謝しています」との声が寄せられています。また、協力会員からは、「仕事を辞め、空いている時間に何かしようと思った時に、市の広報でこの事業を知りました。部屋の掃除と見守りに協力していますが、お役に立てばうれしいです」という声や、「週数回のボランティア活動であればやってみようと、部屋の掃除に協力しています。利用者の方が楽しみに待っていてくれるのがうれしいです」との声も寄せられています。

本市はこれからも、市民の皆さんのボランティア活動を促進し、住民相互の「絆」を深めることで「地域の福祉力」を高めるまちづくりに進めます。利用・協力会員の登録受付も随時行っておりますので、気軽にお問い合わせください。

が対象です。

①単独で移動が困難なおおむね65歳以上の高齢者で、要支援以上の認定を受けている方。

②身体障害者手帳を所持する方。

※身体介助が必要な方は、ご家族などに介助と付き添いをお願いします。

## 費用

●登録料 年間千円

●サービス料金とボランティア報酬  
1時間当たり500円(以後、30分ごとに250円を加算)

※移動支援サービスは、サービス料金のほか、走行距離に対し1km当たり20円を加算

## ネットワーク事業Q&A

Q1 協力会員の資格要件は？

A1 特別な資格要件はありません。市内に居住し、事業の趣旨に賛同する方であれば、どなたでも協力会員の登録申請をすることができます。

Q2 ボランティア活動に興味がありますが、協力会員として活動できるか不安です。

A2 利用会員と協力会員の調整は事務局で行います。協力会員には、サービス内容を事前に伝えますので、できる範囲でご協力ください。

Q3 協力会員がサービス中にけがをしたらどうなるの？

A3 サービス中のけがは、保険が適用されます。詳しくはお問い合わせください。

Q4 近隣の市町に住んでいます。登録申請はできますか？

A4 市民を対象とした事業のため、登録申請はできません。

Q5 電話したらすぐに、利用会員としてサービスを利用することができますか？

A5 事前に利用会員の登録申請が必要です。申請の後、訪問調査を行い、サービス内容を決定します。

Q6 40代ですが、けがをしました。利用会員として生活支援サービスを利用することができますか？

A6 65歳以上の高齢者や身体障害者手帳を所持する方などで、家庭内で生活支援を受けることが困難な方を対象とした事業のため、利用することはできません。

Q7 家事支援サービスは何を頼めますか？

A7 調理、衣料の洗濯、住宅などの掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、軽易な身の回りの世話などの家事支援です。

Q8 サービスが利用できる日時は？

A8 原則として、平日の午前8時30分から午後5時です。特別な事情がある場合は、お問い合わせください。

Q9 サービス利用の制限は？

A9 1日4時間、週4日が限度です。

Q10 要介護者ですが、身体介助も頼めますか？

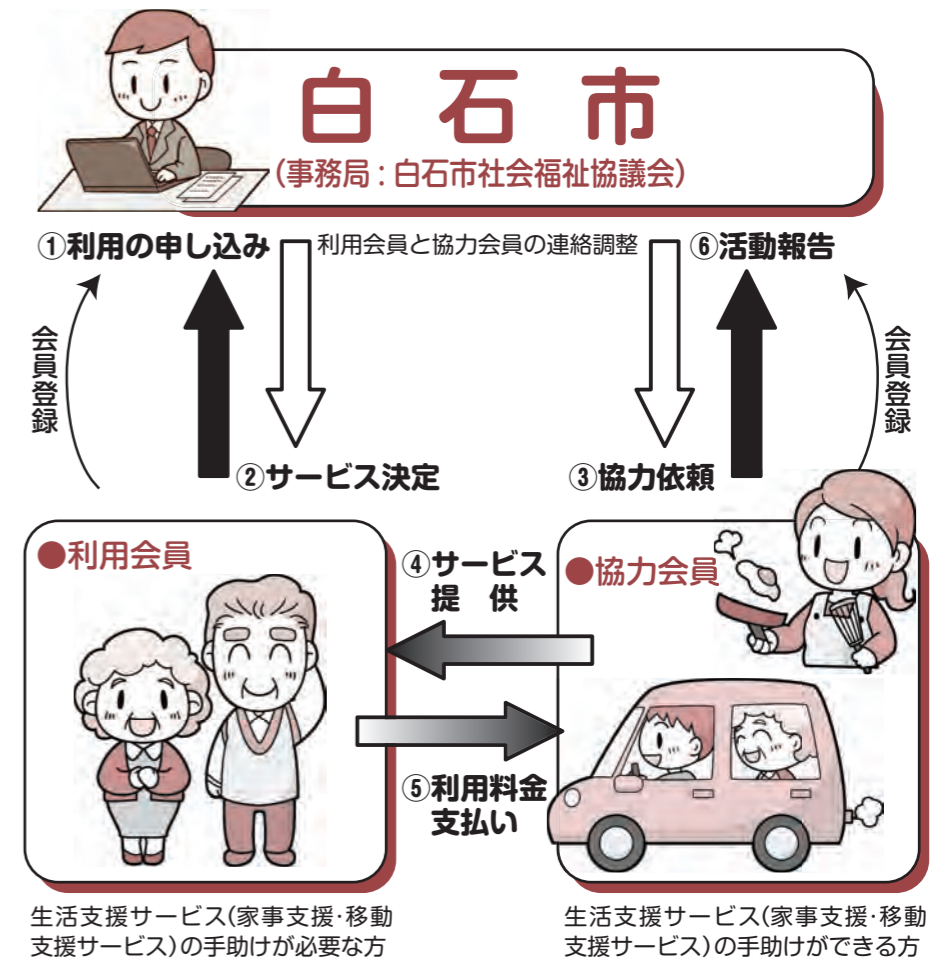
A10 市民ボランティアによる支援サービスのため、身体介助を行うことはできません。

Q11 予定していたサービス時間を超えた場合の料金は？

A11 予定時間を超過した場合の追加料金は、30分単位で250円が加算されます。

Q12 会員登録料(年間千円)は協力会員も払うのですか？

A12 協力会員の方にもお支払いいただきます。会員登録料は、保険代や研修費用、事務費などに活用します。



## 生活支援サービスの内容

●家事支援サービス  
買い物、食事の準備、掃除、洗濯などの家事支援

●移動支援サービス  
通院や買い物への移動支援

●協力会員  
市内に居住し、生活支援サービスの手助けができる方。趣旨に賛同する方

であれば特別な資格は不要です。  
※事務局主催の会員研修を受講していただきます。

## 利用会員

市内に居住する65歳以上の高齢者や身体障害者手帳を所持する方などで、家庭内で生活支援を受けることが困難な方。  
※移動支援サービスは、非課税世帯かつ利用者本人の前年収入が98万円未満で、次の①または②に該当する方

## -INTERVIEW-



利用会員  
さとう すみ子 さん (80代)

両膝の手術後、掃除が大変になり、民生委員の方からこの事業を紹介していただきました。

月2回、お風呂とトイレの掃除をお願いしていますが、とてもいい方に来てもらっているの、話に花が咲き、楽しい時間を過ごしています。協力会員の方に会えることが待ち遠しいです。



協力会員  
かみにし ひろこ  
上西 洋子 さん (70代)

人のために何かやってみたく思っていた時に、市の広報でこの事業を知りました。今は月2回の掃除と、週1回の掃除と料理に協力しています。

会員になって、「私のことを待っている人がいる」ことがとてもうれしいです。体が丈夫なうちは、人のために一生懸命、頑張りたいと思います。